

農事組合法人についてのお願い

このような事例があります

- ◎ 「国からバイオマス事業の計画があり、全国に法人を作れと言われている。多額の補助金が出る。」などとうそを言って農事組合法人の設立を勧め、第3者が高額なコンサルタント料を取り、産業廃棄物処理業などの違法な事業を勧誘する事例。
- ◎ 農事組合法人を設立しても、行政庁への届出をしない事例。

農事組合法人とは…

- ◎ 農家の皆さんが、共同で農業用の施設を使ったり、農作業を行ったりするために農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づいて設立される法人です。
- ◎ 農事組合法人を設立したら、都道府県知事又は農林水産大臣に届出が必要です(届出先は、法人の地区によって異なります)。

改善が
必要です

改善して下さい!!

- ◎ 届出をしていない法人はすぐに都道府県知事(各地方農政局長又は農林水産大臣)に 届出をして下さい。
- ◎ 事業内容に農事組合法人の実施出来ない事業まで含まれている農事組合法人については、違法な事業を廃止したり定款の変更や会社への組織変更をして下さい。

違法事業を行う
農事組合法人



違法事業の廃止・定款変更

農事組合法人の存続

組織変更

会社として存続

農事組合法人の解散及び清算

- ◎ 農事組合法人について疑問があれば、遠慮なく農林水産省又は都道府県に照会してください。

お問い合わせ先

農林水産省経営局協同組織課 経営・組織対策室

電話 : 03-3502-8111(内5223) 03-6744-2164(直通)

FAX : 03-3502-8082